

ご存知ですか?自転車の違反と罰則

こんな乗り方していませんか?自転車だからといって軽はずみな気持ちが重大事故につながることもあります。交通ルールを守り、自転車の安全利用を心がけましょう。



携帯電話の使用

携帯電話の操作に気を取られて、車や歩行者に対する注意力が散漫になります。さらに、片手運転のため、ハンドルやブレーキの操作が遅れ、事故に遭うおそれがあります。

5万円以下の罰金



傘さし運転

傘さし運転では、視界が悪くなるうえ、片手運転のため、とっさの危険回避が難しくなります。雨の日に自転車に乗るときは、レインコートを着て運転しましょう。

5万円以下の罰金



並進

※ただし、「並進可」の標識があれば、2台まで並んで走行できます。

自転車は2台、3台と横に並んで通行してはいけません。他車の通行をさまたげたり、交通事故に遭ったりするおそれがあります。道路の左端を縦に一列で通らしましょう。

2万円以下の罰金または科料



飲酒運転

近所の飲み屋さんまでだから大丈夫?いえいえダメです。道路交通法では、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と定めています。自転車などの軽車両も例外ではありません。

《酒酔い》
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



秋の交通安全運動がはじまります

ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故

<9月21日(金)～9月30日(日)>

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加することが予想されます。このことから町民一人ひとりに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけ、交通事故防止を図ることを目的に実施します。

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ先】企画課 経営企画室 ☎68-4212



交通事故ゼロをめざして

交通事故発生状況

1. 全国の発生状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数(件)	766,147	737,474	725,773	691,937
死者(人)	5,155	4,914	4,863	4,612
負傷者(人)	945,504	911,108	896,208	854,493

2. 黒坂警察署管内の発生状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数(件)	55	33	49	33
死者(人)	3	3	6	0
負傷者(人)	80	39	61	44

3. 伯耆町内の発生状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数(件)	32	27	43	24
死者(人)	1	2	6	0
負傷者(人)	46	39	72	30

警視庁の平成24年警察白書によると、平成23年中の交通事故発生件数は691,937件、死者は4,612人で、近年減少が続いています。伯耆町では、年によって増減がありますが、昨年は死亡事故がありませんでした。

写真はイメージです